

(仮称) 長久手市子ども計画 施策体系 (案)

☆…新たに計画に紐付ける事業(新規事業)

○…既存事業を新たに計画に紐付ける事業

基本目標1 こどもまんなかまちづくり

施策の方向① こどもの権利の保障

取組(1) こどもの権利を守る

No.	事業名	担当課	事業内容
☆ 1	こどもの権利の啓発事業	子ども政策課	○こどもが権利の主体として尊重されるよう、ホームページやリーフレット等を活用した情報発信を通じて、こどもの権利に関する普及啓発を図ります。
☆ 2	こどもの意見表明の場の確保	子ども政策課	○こども会議を開催し、こどもが自ら意見を表明でき、他者の考えを認めつつ合意形成を図り、市政に意見を述べる機会をつくります。
☆ 3	こどもの権利に関する学習機会の提供	子ども政策課	○こどもに関わる大人が、こどもの権利について理解を深め、こどもの視点や意見を尊重した関わりができるよう、学習機会を提供します。
4	こどもの権利を尊重した保育の実施	子ども未来課 (保育係)	○保育所保育指針に基づき、こどもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行います。 ○国のガイドライン等を参考にこどもの権利や気持ちを尊重した保育の実施に関するマニュアルや定期的なセルフチェック、研修等の実施を通じて、保育所職員としての倫理観・人間性を高め、資質を向上します。

取組(2) こどもが安心して相談できる環境づくり

No.	事業名	担当課	事業内容
5	こども家庭センターの運営	子ども家庭課 (家庭係) 子ども家庭課 (母子保健係)	○全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として設置し、他機関と連携し、運営します。

取組(3) こども・若者の居場所づくり

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 6	地域共生ステーションの設置	地域共生推進課	○身近な相談の場及び地域のつながりづくりの場など、地域交流の拠点として地域共生ステーションを西小校区、市が洞小校区、北小校区、南小校区に設置しています。
7	児童館の運営	子ども未来課 (児童係)	○地域におけるこどもたちの交流の場として、こどもたちを健全に育成するため、地域住民との交流や、乳幼児の親子を対象にした取組みなどを積極的に実施します。 ○定期的に児童館ガイドラインの見直しを行い、利用者のニーズに沿った児童館運営ができるよう、児童館運営の改善を行います。
8	児童館等の改修	子ども未来課 (児童係)	○施設の老朽化が進む交通児童遊園について、遊具、交通安全機器の更新を行います。
9	こども食堂の運営支援	子ども家庭課 (家庭係)	○子ども食堂の運営支援を行います。

施策の方向① こども・若者の体力、健康づくり

取組(1) 乳幼児健診等の推進

No.	事業名	担当課	事業内容
10	乳幼児健康診査・相談等の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○定期的にこどもの発達を確認して、疾病の早期発見や早期治療へとつなげることを目的として、3～4か月児、10～11か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児等を対象とした健康診査・健康相談を実施します。その他、乳児健診を医療機関で受診する費用及び新生児聴覚検査を受診する費用を一部公費負担とし、月齢に対応した健診を実施します。 ○発達等が心配なこどもに対しては経過を確認し、保護者には必要な情報提供や相談等の支援を行います。乳幼児健康診査・相談では、育児状況や保護者の不安を把握するとともに、育児不安に早期に対応して虐待を予防します。
11	歯科保健の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○妊娠中～産後1年未満、10～11か月、1歳6か月、2歳、3歳等の月齢や時期に応じた歯科健診、フッ素塗布、健康教育を行います。 ○かかりつけ医での定期的な歯科健診を勧奨していきます。
12	健康相談（各種相談）の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○気軽に相談できる場所や場面の確保に努め、月齢や年齢に応じた育児やこどもの発達について相談しやすい環境を整備します。
☆ 13	5歳児健康診査の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図るために5歳児健診を実施します。

取組(2) こどもの医療体制の充実と連携強化

No.	事業名	担当課	事業内容
14	未熟児養育医療費用給付の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○未熟児の養育に必要な医療の給付を行います。
15	子どもの予防接種事業の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○重症化の恐れがある感染症の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施します。
16	子ども医療費の支給	保険医療課	○高校卒業までの児童等が病気などで病院等を受診したときに医療費の自己負担額を支給します。

取組(3) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

No.	事業名	担当課	事業内容
17	地域保健活動の実施	子ども家庭課 (母子保健係) 健康推進課	○保健師が児童館や図書館等の地域で身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。
18	利用者支援事業（こども家庭センター型）の実施	子ども家庭課 (家庭係) 子ども家庭課 (母子保健係)	○母子保健分野の母子保健コーディネーター、児童福祉分野の子ども家庭支援員等が、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。

施策の方向② 母子に対する健康支援

取組(1) 性や妊娠に関する正しい知識の定着

No.	事業名	担当課	事業内容
19	思春期保健の実施	教育総務課	○これから生み育てる世代となる中学生等を対象に、望まない妊娠を防止するため、妊娠・出産の正しい知識の啓発を行います。
		子ども家庭課 (母子保健係)	
○ 20	女性のための健康講座	健康推進課	○女性特有の身体の変化や疾患などについて学び、生涯を通じた健康づくりの意識を高めてもらうことを目的に、講話や測定を実施します。

取組(2) こどもの健診等情報のデジタル化

No.	事業名	担当課	事業内容
☆ 21	子どもの予防接種事務のデジタル化の推進	健康推進課 子ども家庭課 (母子保健係)	○予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用することで、予診票の電子化や予防接種の接種記録・費用請求事務の負担軽減、記録情報の利活用を目指します。

取組(3) 産前産後の支援の充実と体制強化

No.	事業名	担当課	事業内容
22	産後ケア事業の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○産後に安心して母とその家族が育児に取り組めるように産後ケア事業を実施し、産後の支援を行います。
23	こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○生後3~4か月児健診の受診前の全乳児を対象とする、こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)で、育児に関する情報提供や相談を行います。
24	産前・産後サポーター派遣事業の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○妊娠中及び産後に心身の不調や育児不安により家事・育児が困難な家庭に対して、家事・育児支援等を行います。
25	妊産婦健康診査費用の一部公費負担の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○妊娠初期から産後の母体の健康管理を目的に、妊産婦健康診査の費用を一部公費負担とし、定期的に医療機関で健康診査を受診しやすい体制を整備します。
26	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○妊娠中の負担軽減のため、妊娠届け出時にセルフプランの作成を支援します。
27	出産祝い事業の実施	子ども未来課 (児童係)	○交流都市宣言をしている南木曽町との地域間交流事業である出産祝い事業を継続し、木曽の木材を使用した出産祝い品を配布します。
28	助産施設入所・母子生活支援施設入所措置事業の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○助産施設への入所措置を行い、出産に要する費用の一部または全部を支給します。 ○母子生活支援施設への入所措置を行い、母子の生活に要する費用の一部または全部を支給します。

施策の方向① 地域で健やかに成長する機会の充実

取組(1) 地域での多様な体験活動の推進

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 29	自然体験学習事業 (平成こども塾)	文化創造課	○自然とのふれあい、体験を通じた環境教育、地域や人との交流、食体験等の機会を通じて学び、生きる力を育みます。
○ 30	文化芸術アウト リーチ事業	文化創造課	○小学校4年生と中学校1年生の子どもたちが教室で芸術体験とアーティストに出会う機会を創出し、芸術の素晴らしさや多様な価値観を享受できるように企画します。
○ 31	保育所地域交流事 業(たけのこクラ ブ)	子ども未来課 (保育係)	○就園前の幼児と保護者を対象に、遊びの指導や園児との交流、子育て相談、保護者及び子ども同士の交流の機会を提供することで、身近な地域における子育て支援サービスの充実のため、事業を継続します。
○ 32	地域クラブ運営事 業	教育総務課	○中学校の休日の部活動の運営を民間事業者に委託し、生徒が将来にわたりスポーツや文化に親しむ機会を創出します。

取組(2) 地域での学習環境づくり

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 33	コミュニティス クール事業	教育総務課	○市内学校にコミュニティスクールを設置し、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを目指します。
○ 34	子ども会への支援	子ども未来課 (児童係)	○子ども会活動に対して補助を行い、青少年の健全育成を推進します。また、児童館を子ども会の活動場所として児童館を提供する等、子ども会の活動を支援します。
○ 35	ボランティア活動 の推進	子ども未来課 (保育係)	○地域の高齢者による保育活動の補助や保育所の環境整備のお手伝い等、今まで人生の中で培われたノウハウを活かして様々な活動のお手伝いをしていただき、多世代交流を図るとともに身近な地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。
		子ども未来課 (児童係)	○地域の住民及び近隣の学生による児童館活動の補助や児童館の環境整備の手伝い等を通して児童及び幼児とその保護者との世代間交流を図るとともに地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。
○ 36	長久手田園バレー 事業	みどりの推進課	○地元農産物を学校給食へ利用してもらうために、長久手給食食材生産会を通じて、食材を卸します。また、長久手伝統野菜「真菜」を普及するため、小学校にて総合学習の一環として、市内生産者による説明を行います。
○ 37	保育所での食育事 業	子ども未来課 (保育係)	○保育所や地域の畑で、地域の人の支援を受けながら、こどもたちと一緒に季節の野菜を育て、食することで、野菜の生長や収穫の喜び、食のありがたみを体験します。
○ 38	ブックスタート事 業	中央図書館	○赤ちゃんが絵本を通して触れ合い、乳幼児期から本に親しむ家庭環境を作ることを目的に、保健センターで、3～4か月児健康診査時にブックスタートパック(絵本1冊、おすすめ絵本リストの紹介チラシ、布製バッグ)を配布し、読み聞かせボランティアによる赤ちゃん絵本の読み聞かせを行います。 ○おすすめ絵本リストをホームページに掲載し、PRを行います。
○ 39	絵本の読み聞かせ の実施	中央図書館	○読み聞かせボランティアによる、乳幼児、幼児、小学生など年齢にあった絵本・児童書を使用した「おはなし会」を実施します。

施策の方向② こども・若者に寄り添う支援の充実

取組(1) インターネットの利用に関する対策

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 40	情報モラル教育の実施	教育総務課	○各学校で策定する情報モラルのカリキュラムに沿って、情報モラル教育を実施します。

取組(2) 相談支援の充実

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 41	ひきこもり相談	地域共生推進課	○個人や世帯の抱える悩みごと・困りごとについて、ひきこもり等相談窓口として社会福祉協議会内に相談窓口を開設し、相談の内容によっては、専門の相談窓口へつないだり、個別にサポートしています。
○ 42	生活困窮者相談	福祉課	○生活困窮者相談窓口「長久手市くらし・しごと・つながり支援センター」において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困っている方が困窮状態から自立できるよう支援を行います。
○ 43	貧困家庭への総合的な支援のための窓口強化及び相談体制の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○児童扶養手当の現況届等の手続きの場を活用するほか関係機関と連携し、訪問等により困りごとの把握をします。 ○生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。 ○世帯に応じた就労や子育て、生活全般について総合的な支援を関係機関と連携しながら、訪問相談や同行支援など適切に進められるよう人的強化等の体制整備を進めます。
○ 44	人権相談	福祉政策課	○法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、市役所で月に1回（第3木曜日）相談を受けます。
○ 45	こころの相談室	健康推進課	○精神保健福祉士による経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因に関する個別相談を実施します。

取組(3) 困難を抱えるこども・若者への支援

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 46	スクールソーシャルワーカーによる支援	教育総務課	○スクールソーシャルワーカーが様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決を図ります。
○ 47	教育支援センター事業	教育総務課	○不登校児童生徒が教育支援センターで安心して過ごせるよう、指導員やカウンセラーを適正に配置し、相談体制を充実します。また、家庭にいる不登校児童生徒に対して、学校や関係機関との連携を図り、児童生徒の居場所づくりに必要な支援を行います。
○ 48	いじめ対策連絡協議会	教育総務課	○いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、会議を開催します。

取組(4) こども・若者の未来を広げる支援

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 49	若者の就労に関する相談	地域共生推進課	○就職支援の資格を持った「なごや若者サポートステーション」相談員が相談に応じる出張相談会を実施しています。

施策の方向① 教育・保育サービスの充実

取組(1) 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などでの支援の充実

No.	事業名	担当課	事業内容
50	保育所の受入れ体制の確保	子ども未来課 (保育係)	○市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。 ○建物の老朽化により令和8年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。
51	保育所の自園調理の実施	子ども未来課 (保育係)	○公立保育園の自園調理を実施します。
52	育休退園制度廃止の拡大	子ども未来課 (保育係)	○育休退園の廃止について段階的に検討していきます。
53	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	子ども未来課 (保育係)	○乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているもの等は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。
54	産休明け保育の実施	子ども未来課 (保育係)	○多様なニーズに対応するため、産後57日目からの産休明け保育を保育園6園で実施します。
55	延長保育事業の実施	子ども未来課 (保育係)	○多様なニーズへの対応として保育園1か所で午前7時から、9か所で午後7時まで、2か所で午後7時半まで保育を実施します。
56	土曜日保育の実施	子ども未来課 (保育係)	○多様なニーズに対応するため、保育園11か所で午後6時まで、1か所で午後7時まで、2か所で午後7時半まで保育を実施します。
57	休日保育の実施	子ども未来課 (保育係)	○就労の多様化に伴い、働きながら子育てをしている保護者の保育ニーズに対応するため、民間保育園で休日保育を実施します。
58	病児・病後児保育事業の実施	子ども未来課 (保育係)	○保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難な場合に、病気や病気の回復期にある児童の保育を行います。現在の病児・病後児保育2施設の実施を継続します。

取組(2) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進

No.	事業名	担当課	事業内容
59	一時預かり事業の充実（一時保育）	子ども未来課（保育係）	○保育園7園で事業を実施します。 ○多様なニーズに対応するため、実施を希望する保育所でリフレッシュ利用の受入れを開始します。
60	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施	子ども家庭課（家庭係）	○地域の中で、安心して子育てができるよう、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いをしたい人（援助会員）が会員となり、行う相互援助活動です。

取組(3) 教育・保育等子育て支援を行う事業者への支援の充実

No.	事業名	担当課	事業内容
61	幼稚園運営に対する補助	子ども未来課（保育係）	○市内の幼稚園が継続的かつ安定的に運営できるよう、幼稚園の運営費を補助します。
62	認定こども園への移行の案内	子ども未来課（保育係）	○幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園に関して、市内事業者に対して意向を確認します。
63	民営保育施設に対する補助	子ども未来課（保育係）	○民営保育園が実施する一時保育や休日保育等の事業の実施に対して、事業費を補助します。 ○3歳未満児の受け皿として機能する地域型保育施設が継続的かつ安定的に事業を運営できるよう、地域型保育事業の運営費を補助します。
64	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実施	子ども未来課（保育係）	○保育の受け皿を拡大するため、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営について相談・助言等のサポートを行います。

取組(4) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・処遇改善

No.	事業名	担当課	事業内容
65	保育士研修への参加	子ども未来課（保育係）	○保育の質の向上のため、愛知県等が実施する研修等に参加します。 ○本市独自の研修を実施し、公営・民営を問わず保育士の参加を呼びかけます。
66	1歳児保育事業の保育士配置の充実	子ども未来課（保育係）	○保育士1人が保育する1歳児の人数について、国基準（1歳児6人に対し保育士1人）に対して独自の基準（1歳児4人に対し保育士1人）を設け、保育の質を確保します。

取組(5) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

No.	事業名	担当課	事業内容
67	保幼小中交流事業	教育総務課 子ども未来課（保育係）	○相互の現場の状況を理解し、指導に生かすため、保育士や幼稚園教諭と小学校教員の情報交換会を行います。また、就学や進学に向けた不安を解消するため、新入学児童生徒が学校を見学する機会を設けます。

取組(6) 放課後児童の受け皿づくり

No.	事業名	担当課	事業内容
68	放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学童保育所の実施	子ども未来課 (児童係)	<p>○すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、校内交流型を基本として放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に取り組みます。</p> <p>○学童保育所について、継続的かつ安定的に事業を運営できるよう運営主体である保護者会と定期的に意見交換を行い、運営面での課題を共有し、支援を行います。</p> <p>○放課後子ども教室事業本来の目的である、地域住民の参画を得て、体験活動や交流活動等の取組を促進するため、学校と地域との連携を推進します。</p>

施策の方向② 多様な子育て支援サービスの充実

取組(1) こども家庭センターにおける切れ目のない継続的な支援

No.	事業名	担当課	事業内容
再掲	こども家庭センターの運営	子ども家庭課 (家庭係) 子ども家庭課 (母子保健係)	○全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として設置し、他機関と連携し、運営します。

取組(2) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

No.	事業名	担当課	事業内容
69	地域子育て支援拠点事業の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、こどもの発達、こどもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。
再掲	保育所地域交流事業(たけのこクラブ)	子ども未来課 (保育係)	○就園前の幼児と保護者を対象に、遊びの指導や園児との交流、子育て相談、保護者及びこども同士の交流の機会を提供することで、身近な地域における子育て支援サービスの充実のため、事業を継続します。
70	保育園等の園開放の実施	子ども未来課 (保育係)	○未就園児が保護者と共に保育園に来て遊ぶとともに、保育園の子どもたちの遊ぶ姿に触れられる機会を提供します。また、同じ年代のこどもの保護者が集まることで、保護者同士の交流の促進を行います。
71	多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	<p>○育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、保健師の相談支援を実施します。</p> <p>○親子(母子)健康手帳交付、こんにちは赤ちゃん訪問事業及び乳幼児健診等の活用により多胎妊婦や多胎育児家庭のニーズを把握し、事業を実施していきます。</p> <p>○多胎妊娠の妊婦健康診査の費用を助成します。</p>
72	健康教育(各種教室)の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○妊婦やそのパートナーを対象とした「パパママ教室」、父親、母親等を対象とした「育児教室」等で、情報提供を行い、保護者の交流の場を提供します。
73	関係機関や地域住民と連携した支援の実施	子ども家庭課 (家庭係)	<p>○子育て相談やDV相談、生活困窮等について、社会福祉協議会等の関係機関と連携します。</p> <p>○まちづくり協議会をはじめとした地域住民との連携を推進します。</p>

施策の方向③ いつでも相談できる体制づくり

取組(1) 切れ目のない相談支援

No.	事業名	担当課	事業内容
再掲	利用者支援事業 (こども家庭センター型)の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○母子保健分野の母子保健コーディネーター、児童福祉分野の子ども家庭支援員等が、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。
		子ども家庭課 (母子保健係)	
74	利用者支援事業 (基本型)の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○地域の身近な場所で相談対応を行う地域子育て相談事業を実施します。
75	利用者支援事業 (特定型)の実施	子ども未来課 (保育係)	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュが、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。
再掲	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○妊娠中の負担軽減のため、妊娠届け出時にセルフプランの作成を支援します。
76	家庭児童相談の充実	子ども家庭課 (家庭係)	○相談員の配置、質的向上を行うなど、体制を強化します。

取組(2) 保護者に寄り添う家庭教育支援

No.	事業名	担当課	事業内容
77	おやこのじかんの実施	子ども未来課 (児童係)	○未就学児と保護者を対象に、親子で触れ合う機会を提供し、子育ての楽しさや面白さを感じていただけるように、工作や手遊び、体操などを、児童館ごとで実施します。また、一部の開催については、子育て相談も合わせて実施します。

施策の方向④ 仕事と子育てを両立するための環境整備

取組(1) 共働き・共育ての支援

No.	事業名	担当課	事業内容
78	男女共同参画の推進	観光商工課	○第4次長久手市男女共同参画基本計画(女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む)を踏まえ、男女共同参画審議会による評価・提案等に基づき、同計画に基づく施策を実施します。
		子ども家庭課 (家庭係)	
79	パパママ教室の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○育児・介護休業制度等について親子母子健康手帳交付時に周知・広報を行うほか、パパママ教室等で男性の育児参加について啓発を行います。

取組(2) 男女ともに働きやすい環境の整備

No.	事業名	担当課	事業内容
再掲	男女共同参画の推進	観光商工課	○第4次長久手市男女共同参画基本計画(女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む)を踏まえ、男女共同参画審議会による評価・提案等に基づき、同計画に基づく施策を実施します。
		子ども家庭課 (家庭係)	

施策の方向⑤ 子育てにかかる経済的支援の充実

取組(1) 子育て世帯への経済的支援の充実

No.	事業名	担当課	事業内容
80	妊婦のための支援 給付事業	子ども家庭課 (母子保健係)	○妊婦のための支援給付を実施します。
81	多様な集団活動事 業の利用支援事業	子ども未来課 (保育係)	○多様な集団活動事業を利用する児童の施設等利用料を軽減します。
82	認可外保育施設利 用者への支援	子ども未来課 (保育係)	○認可外保育施設に通所する0歳児から2歳児までの児童の保護者に対して保育料を助成します。
83	保育料の軽減	子ども未来課 (保育係)	○市独自で、愛知県の補助事業に基づく第三子保育料無料化事業を継続し、保育料を軽減します。
84	児童手当の支給	子ども家庭課 (家庭係)	○家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童の養育者に対して、児童手当を支給します。
○ 85	低所得妊婦初回健 診費の助成	子ども家庭課 (母子保健係)	○低所得妊婦に初回産科受診料の助成を行います。

施策の方向⑥ ひとり親家庭への支援

取組(1) 生活支援、子育て支援、就労支援等の実施

No.	事業名	担当課	事業内容
86	母子・父子家庭福祉資金貸付事業の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○母子または父子家庭、寡婦家庭の生活や職業の安定と向上、児童の福祉増進を目的として、必要な資金の貸付を行います。
87	遺児手当（愛知県・長久手市）の支給	子ども家庭課 (家庭係)	○母子または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、継続して遺児手当を支給します。 ※愛知県は所得制限等がありますが、長久手市はありません。
88	児童扶養手当の支給	子ども家庭課 (家庭係)	○母子または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に継続して児童扶養手当を支給します。
89	母子・父子家庭医療費の支給	保険医療課	○母子または父子家庭等の18歳以下の児童等の母、父及び児童の医療費の自己負担額を支給します。
90	自立支援教育訓練給付金の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○ひとり親家庭の母または父が就職に役立つ技能や資格の取得のための各種講座の受講や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに給付金を支給します。 ○経済的自立のために厚生労働省指定の職業能力開発講座を受講した場合に、給付金を支給します。
91	高等職業訓練促進給付金の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○ひとり親家庭の母または父が就職に役立つ技能や資格の取得のための各種講座の受講や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに給付金を支給します。 ○就職に有利な資格取得と経済的自立のために6か月以上養成機関に在学した場合に、給付金を支給します。
92	養育費履行確保事業の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○ひとり親等の家庭が経済的に安定した生活を送るために、取り決められた養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費に関する公正証書作成費用及び養育費保証契約保証料の補助をします。

取組(2) こどもに届く生活・学習支援

No.	事業名	担当課	事業内容
93	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○ひとり親家庭に対し、日常生活において生活援助や子育て支援が必要になった場合にヘルパーを派遣する事業です。現在、1か所のヘルパー事業所に対応可能です。
94	子どもの生活・学習支援の充実	子ども家庭課 (家庭係)	○就学援助世帯、ひとり親家庭のこどもに対し、学習支援を目的とした、子どもの生活・学習支援事業について、小学生を対象に実施します。 ○事業内容等については随時検討しながら実施します。

取組(3) ワンストップで必要な支援につなげる相談支援の実施

No.	事業名	担当課	事業内容
95	女性相談事業の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○母子・父子家庭や寡婦・寡夫の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を行います。

施策の方向① 虐待の防止、早期対応

取組(1) 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

No.	事業名	担当課	事業内容
再掲	子ども家庭センターの運営	子ども家庭課 (家庭係)	○全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として設置し、他機関と連携し、運営します。
再掲	おやこのじかんの実施	子ども未来課 (児童係)	○未就学児と保護者を対象に、親子で触れ合う機会を提供し、子育ての楽しさや面白さを感じていただけるように、工作や手遊び、体操などを、児童館ごとで実施します。また、一部の開催については、子育て相談も合わせて実施します。
96	養育支援訪問事業の実施	子ども家庭課 (母子保健係)	○養育支援が特に必要であると判断した家庭に相談支援を行います。
97	子育て世帯訪問支援事業の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○養育支援が必要な方に家事育児援助を実施します。

取組(2) 連携による虐待予防や早期発見

No.	事業名	担当課	事業内容
98	要保護児童等に対する支援の連携	子ども家庭課 (家庭係)	○要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）において関係機関と連携し、要保護児童等に対する支援を行います。
99	D V防止対策の充実	子ども家庭課 (家庭係)	○D V防止に関する広報・啓発活動を進めます。 ○関係職員の資質向上の推進、また中央児童・障害者相談センター、愛知県女性相談支援センター、警察等関係機関との連携強化を進めます。 ○早期発見のための体制整備及び相談体制の充実、対象者の自立支援を行います。

取組(3) こどもの権利を尊重した一時保護

No.	事業名	担当課	事業内容
100	子育て短期支援事業の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○児童を養育している家庭の保護者が病気や出産、看護、事故、災害、その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設において一時的に児童を預かる事業です。現在、児童養護施設2か所、乳児院1か所に対応します。

取組(4) 親子関係の形成支援

No.	事業名	担当課	事業内容
101	親子関係形成支援事業	子ども家庭課 (家庭係)	○児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につける研修等を通して、親子の関係づくりをサポートします。

取組(1) 関係機関と連携した相談支援

No.	事業名	担当課	事業内容
再掲	貧困家庭への総合的な支援のための窓口強化及び相談体制の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○児童扶養手当の現況届等の手続きの場を活用するほか関係機関と連携し、訪問等により困りごとの把握をします。 ○生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。 ○世帯に応じた就労や子育て、生活全般について総合的な支援を関係機関と連携しながら、訪問相談や同行支援など適切に進められるよう人的強化等の体制整備を進めます。
102	貧困家庭への生活支援事業の充実	子ども家庭課 (家庭係)	○現在は、年齢や学年が上がることにより必要になる経費やその時期、事前に行うべき準備に関する情報を提供する目的で、生涯設計等に関する講演会を開催します。 ○児童扶養手当現況届等の窓口の活用等によりひとり親家庭等のニーズを把握し、ニーズに応じた取組を展開します。
再掲	関係機関や地域住民と連携した支援の実施	子ども家庭課 (家庭係)	○子育て相談やDV相談、生活困窮等について、社会福祉協議会等の関係機関と連携します。 ○まちづくり協議会をはじめとした地域住民との連携を推進します。

取組(2) 学習機会の確保

No.	事業名	担当課	事業内容
再掲	子どもの生活・学習支援の充実	子ども家庭課 (家庭係)	○就学援助世帯、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援を目的とした、子どもの生活・学習支援事業について、小学生を対象に実施します。 ○事業内容等については随時検討しながら実施します。

取組(3) 保護者への就労支援

No.	事業名	担当課	事業内容
103	生活困窮者自立支援事業の実施	福祉課	○生活困窮者相談窓口「長久手市くらし・しごと・つながり支援センター」において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困っている方が困窮状態から自立できるよう支援を行います。
104	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	福祉課 子ども家庭課 (家庭係)	○ハローワークと連携して就労支援を実施します。

取組(4) 保護者への経済支援

No.	事業名	担当課	事業内容
105	児童クラブ利用料の軽減	子ども未来課 (児童係)	○生活保護受給家庭や低所得家庭等に対して利用料の減免制度を継続し、児童クラブ利用料の負担を軽減します。
106	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	子ども未来課 (保育係)	○世帯の所得状況などに応じて、市が定める基準に基づき、保育所や地域型保育施設の利用に係る、日用品や文房具、物品の購入、行事への参加に必要な費用を軽減します。また、子ども・子育て支援事業に未移行の幼稚園等に係る副食費についても、市が定める基準等に基づき費用を助成します。

No.	事業名	担当課	事業内容
再掲	遺児手当（愛知県・長久手市）の支給	子ども家庭課（家庭係）	○母子または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、継続して遺児手当を支給します。 ※愛知県は所得制限等がありますが、長久手市はありません。
再掲	児童扶養手当の支給	子ども家庭課（家庭係）	○母子または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に継続して児童扶養手当を支給します。
107	就学援助費の支給	教育総務課	○経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。

施策の方向③ ヤングケアラーへの支援

取組(1) ヤングケアラーの早期発見・支援

No.	事業名	担当課	事業内容
再掲	子育て世帯訪問支援事業の実施	子ども家庭課（家庭係）	○養育支援が必要な方に家事育児援助を実施します。
○ 108	ヤングケアラーに関する周知啓発	子ども家庭課（家庭係）	○支援者向けの啓発活動を実施します。 ○支援者向け連絡先ガイドラインを作成し、配布します。

施策の方向④ 外国にルーツを持つこども・若者への支援

取組(1) 外国にルーツを持つこども・若者への支援

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 109	多文化共生推進事業	観光商工課	○第2次長久手市多文化共生推進プランを踏まえ、多文化共生推進会議による評価・提案等に基づき、同計画に基づく多文化共生及び国際交流施策を実施します。

施策の方向⑤ 障がいのあるこども・若者への支援

取組(1) 障がい児への支援

No.	事業名	担当課	事業内容
110	障がい者自立支援協議会等を活用した支援体制の構築	子ども家庭課（療育支援係）	○長久手市障がい者自立支援協議会で、障がいのある児童を取り巻く環境の現状把握と支援体制の強化を進めます。 ○市内通所事業所を対象に、サービスの質の向上、事業所間の情報共有を目的に講習会等を開催します。 ○これらについては、障がい福祉施策及び子ども・子育て支援施策にも反映させていただきます。
		福祉課	
111	児童発達支援センターの運営	子ども家庭課（療育支援係）	○就学前児童への法定の療育プログラムである児童発達支援等を行い、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を担います。
112	障がい児保育の実施	子ども未来課（保育係）	○3歳児クラス以上の保育を行うすべての保育園で、障がい児保育を実施しています。今後も地域の保育園で事業を継続します。
113	特別支援教育就学奨励費の支給	教育総務課	○特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況等に応じ、奨励費を支給します。

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 114	関連図書の収集 (点字図書等)	中央図書館	○点字図書やさわる絵本等、障がい者向け図書の収集を実施します。
○ 115	障害者相談支援事業	福祉課	○地域で自立した生活を送れるよう、障がいのある方やその家族等からの相談を受け、必要な情報提供や支援、権利を守るための援助を行います。また、相談支援体制の中核として障がい者基幹相談支援センターを設置し、専門的な相談対応や関係機関との連携を強化します。

取組(2) 障がいの早期発見とその後の支援

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 116	巡回相談の実施	子ども家庭課 (療育支援係)	○こどもの発達相談室の相談員等が、市内の保育所・幼稚園、学校等関係機関への巡回相談を実施します。 ○障害児通所支援の一つである、保育所等訪問支援とは別の位置付けとし、関係機関の職員や保護者からの相談に対応するほか、障がいのある児童の早期発見、早期対応のための助言等を行います。
○ 117	発達相談業務及び療育支援体制の充実	子ども家庭課 (療育支援係)	○小児精神科医や公認心理師等が発達の専門相談と発達確認をします。 ○発達確認の結果説明と合わせて、その後必要な支援やサービスについて案内します。 ○発達が気になる児童の早期発見・早期アセスメントや家族を含めた包括的な支援を行います。また、重症心身障がい児、医療的ケア児も含め、関係機関との連絡調整を担います。 ○課題解決のため、必要に応じて関係機関による検討会議を開催し、長久手市障がい者自立支援協議会と連携しつつ、こどもを取り巻く様々な課題に対して多機関で対応します。
○ 118	発達性ディスレクシア（読み書き障害）のスクリーニング検査の実施	教育総務課	○読み書きが苦手な児童生徒の早期発見と適切な支援を行います。

取組(3) 医療的ケア児への支援

No.	事業名	担当課	事業内容
○ 119	小中学校における医療的ケア児への支援	教育総務課	○日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、医療的ケアを安全かつ適正に実施します。
○ 120	医療的ケア児在宅レスパイト事業	子ども家庭課 (療育支援係)	○訪問看護ステーション等の看護師が家族の代わりに看護や介護を行うことで家族の休息時間の確保や負担の軽減・きょうだい児と過ごす時間を作り、看護する方の心身の負担を軽減します。